各関係指定居宅サービス事業者 各関係指定介護予防サービス事業者 各関係介護老人福祉施設開設者 各関係介護老人保健施設開設者 各関係介護療養型医療施設開設者

> 和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護職員処遇改善対策及び介護人材新規就業支援事業等に関する説明会の開催について(通知)

このことについて、本年10月から実施される介護職員処遇改善対策事業及び介護人材新規 就業支援事業等に関する説明会を下記のとおり開催いたしますので通知いたします。

各事業者等におかれましては、当該事業の対象となる**傘下の関係事業所に周知**いただきますともに、<u>担当者の説明会への出席</u>をお願いします。

記

1 説明会の日時・場所

1)紀南会場

日時:平成21年8月 6日(木)13:00~16:00

場所:上富田町文化会館文化ホール

②紀北会場

日時:平成21年8月12日(水)13:00~16:00

場所:県民文化会館大ホール

2 説明会の内容

- (1)介護職員処遇改善対策事業について
- (2) 介護人材新規就業支援事業について
- (3) 複数事業所連携事業について

3 その他留意事項

●今回の通知につきましては、<u>当該事業の対象となる事業所を所管する法人</u>の代表者等に対するものであり、<u>当該事業の対象外となっているサービスの事業所のみを所</u>管する法人には通知しておりません。

【対象サービス】

(介護予防)訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)通所介護、

(介護予防)通所リハビリ、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、

(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、

(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設、

(介護予防)短期入所生活介護、介護保健施設サービス、(介護予防)短期入所療養介護(老健)、

介護療養施設サービス、(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))

【対象外サービス】

(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリ、(介護予防)福祉用具貸与、

特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

- ●当説明会については、<u>事前の出席申込み等は不要</u>ですが、会場の収容能力の関係上、 1事業所につき2名までの参加でお願いいたします。
- ●当該説明会の案内については、『きのくに介護deネット』にも掲載していますので、 ご参照ください。 担当 長寿社会課 サービス指導班

TEL: 073-441-2527 (直通)

FAX: 073-441-2523